加藤　知束　関貫伊佐雄　小林日出夫
正七位に叙する（各通）
遠田　岩治　中島　常夫
従七位に叙する（各通）（以上五月十二日）
大原　豊實　渡邉　浩
従五位に叙する（各通）
熊坂　直美　小島　祥一
正六位に叙する（各通）
入谷　哲夫　大橋　義信　小幡　俊幸
木暮　隆一　久保　和雄　坂下　清美
丹　季久　西原　忠徳　發田　進
山川　朝義
従六位に叙する（各通）
兼平　基
正七位に叙する
遠藤金次郎　柳田　徳次
従七位に叙する（各通）（以上五月十三日）
加藤　宏明
従四位に叙する
山口　弘之
従六位に叙する（以上五月十四日）
河野　廣
正五位に叙する（五月十五日）
堀　達也
従四位に叙する
大木　洵
従五位に叙する（以上五月十六日）
新山　八郎
従六位に叙する（五月十七日）

○叙勲

新井　彬民　佐野　理男
増子　幸雄　山崎　和彦
旭日単光章を授ける（各通）（五月十二日）
（高知大学名誉教授）
今井　嘉彦
瑞宝中綬章を授ける
木村　養市
瑞宝小綬章を授ける（各通）
小島　正文　中村　倫明
倉田　邦男　國東　弘人
瑞宝双光章を授ける（各通）
高野　一也　戸田　光
藤田　清治
前田　直　松尾　俊朗
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十一日）
遠田　岩治　大木　勝利
岡元　司　松本　純一
瑞宝双光章を授ける（各通）
田中　正信　徳田傳次郎　東　久男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十二日）
大橋　義信　大原　豊實　發田　進
瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤金次郎　兼平　基　瀧田　泰
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十三日）

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、フィリピンで発生した地震による災害につき、六月十二日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

御弔電

天皇陛下は、タイ王女パチャラキティヤパー殿下薨去につき、六月十二日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

スウェーデン国王陛下
イスラエル大統領閣下
ベルギー国王陛下
アメリカ合衆国大統領閣下
オーストラリア連邦総督閣下
英国国王陛下
シンガポール大統領閣下
ヨルダン国王陛下
チェコ大統領閣下
マラウイ大統領閣下
イラク大統領閣下
クウェート首長殿下
マダガスカル再建大統領閣下

御答信

天皇陛下から五月七日ローマ教皇台下へ発せられた御祝電に対し、六月二日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免状更新講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免状更新講習事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
（変更後）
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　北海道事務所　北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階
三　変更年月日　令和八年五月一日

登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之